

第1回 安全衛生推進大会

一般社団法人 東京都産業資源循環協会

企画運営：安全衛生推進委員会

東京都産業資源循環協会は、令和7年1月24日(金)15時より東京プリンスホテル「サンフラワーホール」(港区芝公園)において、第1回 安全衛生推進大会を執り行いました。厚生労働省東京労働局地方産業安全専門官による講演、安全衛生標語コンクール授賞式、労災防止研修など1時間30分にわたるプログラムで、会員各社の経営層を中心に労働安全衛生の一層の徹底を呼びかけました。

(取材 塩沢美樹)



会場 (講演風景)

1 開会

定刻、鈴木研二 専務理事が開会を宣し、安全衛生推進委員会の吉田理恵 委員の司会により進行されました。



鈴木 専務理事

吉田 委員

2 主催者挨拶

■ 鈴木宏和 会長



本日は、お忙しい中、安全衛生推進大会にご参集いただき、ありがとうございます。また本日は、ご来賓として、厚生労働省東京労働局より安全課長の伊藤聖

本日は、お忙しい中、安全衛生推進大会にご参集いただき、ありがとうございます。また本日は、ご来賓として、厚生労働省東京労働局より安全課長の伊藤聖

様、ご講演をいただく講師として地方産業安全専門官の照井健一様にご臨席を賜っております。ご多忙の中、ご臨席を賜りありがとうございます。

さて、本日は当協会の第1回安全衛生推進大会でございます。労働災害の防止は当業界の長年の課題であり、当協会といたしましても、研修会や安全パトロール、安全衛生表彰など様々な取組を進めてきたところでございます。しかしながら、東京の産業廃棄物処理業界の労災事故発生件数は、毎年100件前後と全国最多クラスで推移しております。特に令和5年は118件と、ついに全国ワーストワンとなってしまいました。そこで、今年度は安全衛生にもう一段力を入れる必要があると考え、研修会を大会に切り替え、協会として初めて安全衛生推進大会を開催することにいたしました。

労災事故はちょっとした気の緩みから発生します。毎朝注意を呼びかけ、いつもどおり仕事をしていても事故は突然発生します。それ故、労働事故の防止には個人の注意にとどまらず、組織として取り組むことが重要であります。そのためには、経営者が強い決意を持って安全衛生に取り組むことが重要だと思えます。そうしたことから、本日の大会では、会員各社の経営層の方々に参加を呼びかけ、158名の経営者、幹部等の皆様にお集まりをいただいております。

本日は、この後、東京労働局の安全専門官にご講演をいただき、さらに動画による研修などを用意しておりますが、本日の大会が皆様の気づきとなり、安全衛生の取組を再考する機会となることを願っております。今、我々の業界は、廃棄物処理業から資源循環業へ、循環経済

の中核的な担い手として飛躍が期待されております。循環型社会の主要産業として魅力ある業界へと発展していくためには人材確保が不可欠ですが、そのためにも職場の安全衛生は極めて重要でございます。今後、皆様からもご意見をいただきながら、協会の安全衛生対策をさらに充実させ、また、この大会も年に一度、経営者レベルでの安全衛生を考える大会へと発展させてまいりたいと思っております。皆様のご協力のほどお願い申し上げます。災害ゼロを目指して共に取り組んでまいりましょう。

結びに、本日お集まりの皆様のご健康と益々のご発展を祈念して、また協会会員各社の1年の安全を祈念して、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。どうぞご安全に。

■ 細沼順人 安全衛生推進委員長



皆様、本日は第1回安全衛生推進大会にご参集いただき、誠にありがとうございます。当大会の企画に当たりました安全衛生推進委員会の委員長として一言ご挨拶を申し上げます。ただいま鈴木会長からあり

ましたとおり、都内の産業廃棄物処理業の労災事故がなかなか改善しない状況となっていることから、再度経営トップに認識を深めていただくために、賀詞交歓会の前に安全衛生推進大会を開催させていただきました。

まず、全国産業資源循環連合会(全産連)がまとめた産業廃棄物処理業における全国の労災死傷者数の推移でございます。休業4日以上死傷者数の推

移ですが、令和5年の死傷者数は全国で1,526人となっております。近年は1,500人を超えるレベルで高止まりしています。これを都道府県別に見ますと、東京都は平成30年以降、毎年のように100人を超える死傷者が発生しております。平成30年は全国の中でも第1位、令和元年、2年は第3位、令和3年は4位、令和4年は3位、そして令和5年は埼玉県と並んで第1位となっております。東京の産業廃棄物処理業界は、労災事故の死傷者数が最も多い都府県の一つとなっております、しかも100人を超えるレベルで高止まりしております。令和5年には残念ながら死亡事故が2件発生しております。

こうした状況を何とか改善していきたい、一人でも多くの労災による死傷者数を減らしたいというのが我々安全衛生推進委員会の願いでございます。安全衛生推進委員会では、安全衛生研修会、安全衛生パトロール、安全衛生表彰、安全衛生標語の募集などに取り組んでおります。安全衛生標語については、この後、優秀作品の表彰がございます。安全衛生パトロールについては、この後ご講演いただく東京労働局様と合同で実施しております。

昨年10月に実施した安全衛生パトロールでは「資材や工具が整然と保管されていた」「構内で安全運転がしっかりとできていた」など、良かった点を評価している一方「重機の作業半径内に人が入っていた」「敷き鉄板の段差があって遊びがあった」など細部の指摘もありました。安全衛生の取組においては細部が重要であります。

本日お集まりの皆様のご会社でも安全衛生に取組をされていると思いますが、

事故はちょっとした不具合、日常の慣れからくる不注意などから発生いたします。皆様のご会社では、施設内の危険箇所の点検や作業ルールの見直しなど定期的に行っていますでしょうか。日々事業経営でお忙しいこととは存じますが、年に一回以上は安全パトロールあるいは労務環境の点検を実施し、あえて細部までチェックしていただきたいと思っております。

私の会社でも労災死亡事故がありました。事故にあった社員のご家族に、私はお詫びするにも、かける言葉が見つかりませんでした。労災事故は、本人の人生はもとより、ご家族の人生までも変えてしまうことを改めて痛感いたしました。このような悲しい事故がないよう皆様におかれましても、安全衛生の取組を第1に考え、経営者自らが強い決意をもって取り組んでいただきたいと切に願います。

皆様のご会社が安定して発展していくためには、職員が安心して働ける労働環境を実現することが大変重要であります。循環型社会の形成や循環経済への移行が叫ばれる中、そうした新しい時代へ変革を担う業界として社会からも期待され、この業界に身を投じる若い世代も増えてきてございます。人材確保の面からも安全な労働環境の確保が最重要でございます。

我々は今、産業廃棄物処理業から資源循環業へ発展を遂げようとしていますが、それらはみな、安全に働ける労働環境があることが大前提でございます。この業界の未来のために、若者たちのために、今こそ本気で労災ゼロを目指して取り組んでまいりましょう。何とぞよろしく願いいたします。

3 来賓祝辞

■ 東京労働局 労働基準部

安全課長 伊藤 聖氏



本日は、一般社団法人 東京都産業資源循環協会「第1回安全衛生推進大会」が、皆様のご参加のもと開催されましたことをお

祝い申し上げます。また、鈴木会長をはじめ協会の皆様ならびに本日お集まりの皆様方におかれましては、日頃より労働基準行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

そして、本日の大会は、貴協会において記念すべき第1回安全衛生推進大会であり、目的として労働災害ゼロを目指して安全衛生の意識向上を図るためとお聞きしております。安全衛生標語コンクール授賞式や危険予知などに関する研修なども予定されていると伺っております。引き続き、積極的な労働災害防止活動、労働災害防止対策の推進にご尽力賜りますようお願いいたします。

さて、本日は安全衛生推進大会ということで、東京労働局管内の労働災害の状況などについてお話をさせていただきます。令和6年の東京労働局管内の労働災害発生状況について、新型コロナウイルスの罹患による労働災害を除いて、12月末日現在の速報値で全業種の死者数は29人で、前年に比べ14人減少となっております。休業4日以上死傷者数は1万110人で、前年に比べ0.1%の増加となっております。

廃棄物処理業、これは産業廃棄物処理業とその他の廃棄物処理業を足し合わせたものでございまして、廃棄物処理業の労働災害発生状況を見ますと、令和6年の休業4日以上死傷者数は284人で、前年に比べ約25%の大幅な増加となっております。

事故の型別で見ますと「動作の反動、無理な動作」「転倒」「墜落、転落」で労働災害全体の約6割を占めています。また、「はさまれ、巻き込まれ」や「切れ、こすれ」など機械に起因する災害も発生しています。死亡災害については、ここ数年の東京労働局管内の廃棄物処理業の死亡災害では、令和5年は3件、令和6年は2件発生しているところでございます。

東京労働局では、令和5年度から「第14次東京労働局労働災害防止計画」をスタートさせ「SAFE WORK TOKYO」のもと『トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」をキャッチフレーズとして取組を推進しています。事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発をはじめ、労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策、高齢労働者の労働災害防止対策、建設業など業種別の労働災害防止対策などを推進しているところです。引き続き、第14次東京労働局労働災害防止計画の目標を達成すべく施策を推進してまいりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、一般社団法人東京都産業資源循環協会の益々のご発展と、本日ご参集の皆様方のご健勝とご安全を祈念申し上げます、挨拶とさせていただきます。

4 講演『産業廃棄物処理業における労働災害防止対策について』



講師：

東京労働局
労働基準部安全課
地方産業安全専門官
照井 健一 氏

1 廃棄物処理業の死傷災害発生状況

(1) 死亡災害の推移

死亡災害（全業種）は、令和6年は12月末現在の速報値で29人となっています。前年同時期（46人）より大幅な減少が見込まれますが、毎年繰り返し発生している状況にあります。廃棄物処理業（産業廃棄物処理業およびその他の廃棄物処理業）では、令和5年は3人、令和6年は2人となっています。

(2) 死傷災害（休業4日以上）

令和6年12月末現在の死傷者数（全業種）は1万110人でした。前年同時期（1万101人）と比較して0.1%の増加です。廃棄物処理業では、令和6年12月末現在284人で、昨年の確定値が258人ですから、この時点で大幅な増加と言えます。

(3) 死傷災害（事故の型別）

廃棄物処理業の死傷災害（284人）を事故の型別に表すと「動作の反動、無理な動作」「転倒」「墜落、転落」をあわせて6割と、大きな割合となっています。加えてこの業種では「はさまれ、巻き込まれ」「激突」「切れ、こすれ」と、機械に起因すると思われる事故の型が多いという特徴があります。

いずれも前年同時期に比べて大幅な増加と断言していい状況です。

(4) 死傷災害（年代別、経験期間別）

令和6年の廃棄物処理業の死傷災害を、年代別と経験期間別に見ますと、50歳代以上が45.1%、経験期間5年未満が55%となっています。産業廃棄物業を含む3次産業全体では、高年齢労働者の労働災害、とりわけ転倒が非常に目立ちますので、高年齢労働者対策についても重点であると言えます。

(5) 死亡災害事例

令和5年と6年の死亡災害事例を紹介します。東京労働局のホームページに毎月更新して載せているものです。

令和5年は3件で、①資源回収中の交通事故、②バルブ調整作業中の硫化水素中毒、③パッカー車の逸走によるはさまれ、です。

令和6年は2件で、①ペットボトルの選別作業中の熱中症、②フォークリフトの調整中のフォークの落下事故、です。

繰り返し同種の災害が発生しています。災害事例を定期的に把握していただく、また、事例を収集して労働者に周知するだけでも、重大な災害を防ぐ気づきになると思います。こうした機会にホームページ等で公開されている内容も含めて定期的に把握いただくように、ぜひお願いしたいと思います。

(6) 第14次東京労働局労働災害防止計画

2023年を初年度とする5カ年の計画で、本年度が2年度目となっております。計画の中では死亡災害、死傷災害について、いずれも2022年と比較して2027年までに5%以上減少させることを目標としています。

2 廃棄物処理業の労働災害防止対策

死亡災害事例をもとに、特にお願いしたい部分を説明します。

事例① 投入コンベヤーを停止させずにローラー部の掃除を行っていたところ、右腕から胸の辺りまでを巻き込まれた

【発生原因のポイント】

- ・ローラー部に覆い囲い等が設けられていなかったこと
- ・掃除をする際コンベヤーの運転を停止しなかったこと

【関係法令】労働安全衛生規則

- ・第101条（原動機、回転軸等による危険の防止）
- ・第107条（掃除等の場合の運転停止等）
- ・第151条の78（非常停止装置）

皆様は、掃除をする際に機械の運転停止をしなければならないことをご理解いただいているかと思いますが、労働安全衛生規則第101条第1項には「事業者は機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない」と記載されています。法令の条文を目にする機会は少ないと思いますが、このように記載されているということを、改めてご確認くださいと思います。

また、第107条は「事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない」と記載されています。法令の条文を目にする機会は少ないと思いますが、このように記載されているということを、改めてご確認くださいと思います。

さらに、この事例の間接的な発生原因として「安全にかかわるルールを遵守する体制になっていなかったこと」があります。ルールを決めていても、きちんと守られていますでしょうか。職場巡視

の際は、厳しい目で点検いただくようお願いいたします。

事例② 産業廃棄物処理施設において、産業廃棄物の選別作業中に派遣労働者がドラグショベルに轢かれて死亡

【発生原因のポイント】

- ・作業者と運転中のドラグショベルとの接触防止措置を講じていなかったこと
- ・ドラグショベルの運行経路への立ち入り禁止措置を講じておらず、また誘導者も配置していなかったこと
- ・作業計画が作成されていなかったこと

【関係法令】労働安全衛生規則

- ・第155条（作業計画）
- ・第158条（接触の防止）
- ・第159条（合図）

ドラグショベルによる作業に際して、作業計画が策定されておらず、かつ、関係作業員への当該機械の運行経路、それから立入禁止区域等が周知徹底されていなかったという事例です。

皆様、作業計画は作成されていますでしょうか。関係労働者に周知されていますでしょうか。死亡災害の背景を見ますと、ほぼ、この作業計画の不備があると言っても過言ではないと思います。可能な限り詳細な作業計画を作成して、リスクを検討しておくことが必要だと思います。

参考ですが、第158条が一部改正され（令和7年4月1日施行）、運転中の車両系建設機械との接触防止について、明確な表示を義務付けるような記載が加えられますので、御留意いただければと思います。

また、第159条「車両系建設機械の運転について、誘導者を置くときは一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行わ

せなければならない。」「前項の車両型建設機械の運転者は、同項の合図に従わなければならない。」という条文もあります。誘導者を配置した際に、適切に合図を行われていますでしょうか。こちらも繰り返しの作業でいかげんになっていませんか。

こうした部分を厳しく徹底いただき、職場巡視などで御指導いただくこと、これを続けていくしかないと思いますので、あわせて御認識いただければと思います。

この事例の間接的な原因の一つには「安全衛生教育を行っていなかった」こともあげられています。(労働安全衛生規則第35条(雇入れ時の教育))

改めまして、安全教育は事業者の義務ですので、実施を徹底いただきたいと思います。

● リスクアセスメント

リスクを実際に見つける際には「リスクアセスメント」が有効となります。

見つけたリスクの低減対策を検討するには優先順位があります。①から順に対策を行ってください。

- ①設計や計画段階における危険性または有害性の除去(そもそも危険な作業の廃止、安全な作業への変更)
- ②工学的対策(カバー、囲い等の設置)
- ③管理的対策(立入禁止、マニュアル整備)
- ④保護具の使用

高所作業で例えると、①無足場工法にして足場を立てない、②しっかりとした足場を立てる、③立入禁止など管理的対策を行う、④安全帯をつける、という順番になります。

● 現場の安全管理活動

(安全施行サイクル)

安全管理活動の参考に、建設業の安全施工サイクルをご提案します。

内容は「安全朝礼→安全ミーティング(KY活動の実施)→作業開始前点検→安全巡視→作業中の指導・監督→安全工程打合せ→後片付け(4Sの実施)→終業時の確認・報告→安全朝礼」

これは、どの業種であっても取り入れていただくと良いと思います。

● 高齢労働者の安全対策

身体機能の低下に配慮した対策として「視覚機能の補助」「筋力低下への配慮」を行ってくださいということで、具体的な対策につきましては「エイジフレンドリーガイドライン(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)」をご確認ください。

3 年末・年始 Safe Work 推進強調期間の取組等

東京労働局は令和6年12月1日～令和7年1月31日まで、年末・年始の推進強調期間の取組を実施しています。(年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営、労働災害防止の機運の醸成、経営トップによるパトロールの実施など10項目)

本日の安全衛生推進大会もこの期間中に実施いただいております。大変ありがたいところです。推進期間は残り1週間ですが、今からできることとして、経営トップによる職場巡視をぜひお願いしたいと思っております。

この取組のうち「積雪・凍結等、冬季における転倒防止」については個別に

リーフレットを作成・公開していますので、ご確認ください。令和6年の2月5日から6日にかけて、東京都で8センチの積雪があり、転倒災害が1年で一番多くなりました。本年も積雪の可能性が残っておりますので、転倒災害が増えることがないように気象情報を活用するなど対策をお願いします。

● 労働者死傷病報告の改正(参考)

労働者死傷病報告について、今まで紙で提出いただいておりますが、令和7年1月1日以降に報告受付となる労働者死傷病報告について電子申請が義務化されました。この場をお借りして御案内します。

私からの説明は以上です。引き続き、労働災害の防止の取組の推進につきまして、よろしくお願いいたします。

5 安全衛生標語コンクール授賞式

今回の標語コンクールには181点の応募がありました。この中から安全衛生推進委員会で選考しました委員長賞1点、優秀賞2点、佳作3点の方を表彰し、細沼委員長より、受賞者の方々へ賞状が授与されました。

受賞者の皆様、おめでとうございます。

※入賞作品については本誌第413号をご参照ください。



左から小森氏、鳥海氏、田山氏、細沼委員長、萩ノ谷氏、榎島氏、白石氏

✦ 安全衛生推進委員会 委員長賞

有明興業(株) 田山 豊 氏

✦ 優秀賞

日本メディカル・ウェイト・マネジメント(株) 萩ノ谷 知樹 氏
東京ボード工業(株) 鳥海 玲奈 氏

✦ 佳 作

(株)三凌商事 榎島 竜二 氏
(株)クマクラ 白石 満里子 氏
(株)京葉興業 小森 瞳 氏

6 労災防止研修



講師：
安全衛生推進委員会
副委員長 西原 拓

安全衛生推進大会も後半戦に入りました。1時間ほど経過し、頭も体も硬くなってきていると思いますので、ここで頭と体をほぐしましょう。

■『動画 de 危険予知』

これから前方のスクリーンに危険予知動画を2事例流します。

画像の中に、危険が含まれていますので、皆さんもお考えください。

(動画再生と解説)

■『健脚ぐるぐる体操』

「^{ナイス}転ば Nice 東産協！」※

さきほどの2つの危険予知事例には共通点がありました。それは「転倒災害」です。日常動作の中でも、体幹を鍛えていけば、少しずつづいたぐらいなら転ばなくて済みます。そこで、体幹を鍛える簡単な体操「健脚！ぐるぐる体操」を皆様と実践したいと思います。

さきほどの講演でも、転倒災害が非常に多いというお話でした。ぜひこれを会社に持ち帰って、水平展開していただければと思います。

以上で労災防止研修は終了させていただきます。どうか皆様、ご安全に。

※「健脚！ぐるぐる体操」は、中小規模事業場の産業保健活動を支援する団体である 独立行政法人労働者健康安全機構 福岡産業保健総合支援センター、福岡労働局及び北九州西労働基準監督署の共同制作によるものです。



動画 de 危険予知研修



参加者の皆様で「健脚ぐるぐる体操」

7 安全宣言

安全衛生推進委員会 細沼 委員長より鈴木会長へ安全宣言が行われました。

※「安全宣言」は11ページ



細沼委員長（左）より鈴木会長へ安全宣言

8 ガンバロー・コール

■ 安全衛生推進委員会

安全衛生推進大会プロジェクトリーダー

有吉 嘉一郎

本日はお忙しい中、初の試みである安全衛生推進大会に、たくさんの皆様にお集まりいただき、ありがとうございます。運営にご協力いただいたチームのメンバー、安全衛生推進委員会の皆様、事務局の皆様、最後までお付き合いいただいた照井様、ありがとうございました。



ガンバロー

今後も安全衛生推進委員会として魅力ある研修を行ってまいりますので、ご参加のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、1年間の安全を願って、皆様も「ガンバロー」の声を上げていただきたいと思います。

9 閉会

鈴木専務理事の閉会宣言をもって「第1回安全衛生推進大会」は盛会裏に終了しました。



有吉 プロジェクトリーダー（前列右から4人目）を囲み、安全衛生推進委員会メンバー

安全宣言

令和七年一月二十四日
一般社団法人東京都産業資源循環協会
安全衛生推進委員会
委員長 細沼 順人

東京都内の産業廃棄物処理業における労働災害の発生状況は、深刻な状況が続いている。この状況を改善するため、我々は、労働災害の防止に全力で取り組まなくてはならない。そのためには、各社の経営層が強い決意をもって、率先して安全衛生に取り組むことが重要である。本日、安全衛生推進大会に参加した我々一同は、労働災害の深刻な状況を理解し、労働災害活動の大切さを改めて実感した。労働災害の後、それぞれの企業において、安全・安心で働きやすい職場を築くため、全員参加で取り組むことを決意し、ここに宣言する。

一、我々産業廃棄物処理業の経営層は、社員の命と健康を守り、安全で働き甲斐のある職場を実現するため、労働災害防止に全力で取り組みます。

一、安全衛生関係法令及び社内基準を遵守して労働災害対策を実施し、「労災ゼロ」を目指します。

一、働き方改革に取り組み、心身ともに健康で働くことができる、魅力ある資源循環業への転換を目指します。